

経営管理体制

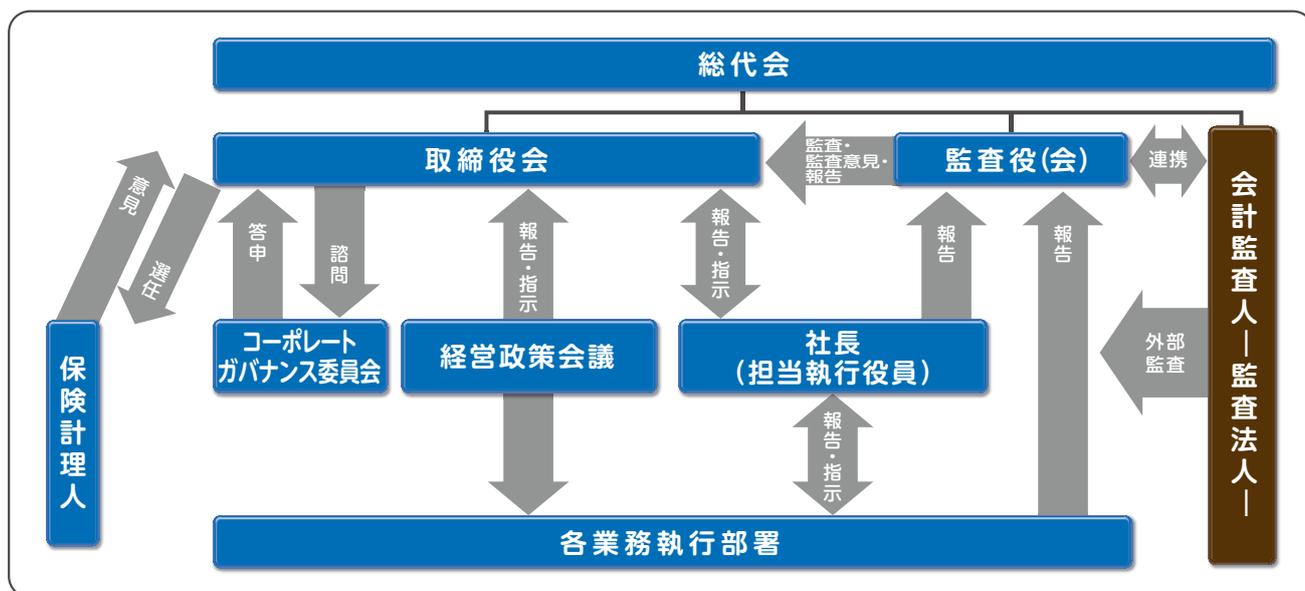
当社は、監査役会設置会社の形態を採用しており、専門性の高い保険事業における会社業務に精通した取締役が経営を行い、監査役が独立した機関として取締役の職務の執行を監査する体制としております。また、執行役員制度を導入し、経営と執行の分離を図っております。

さらに、社外取締役、社外監査役を選任するとともに、コーポレートガバナンス委員会を設置し、「社外の視点」

から経営のチェックを受ける体制としております。

なお、経営環境の変化に迅速に対応するために、取締役の任期を1年としております。

ガバナンスの強化が社会的にも要請されており、今後ともガバナンスの実効性確保に向けた取組みを行ってまいります。



主な機関の役割

取締役会

会社の重要な業務執行について決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。

なお、経営の透明性を確保するとともに、専門的な見地から経営の監督が行われるよう、会社経営者、弁護士、公認会計士からなる3名の社外取締役を選任しております。

コーポレートガバナンス委員会

役員・保険計理人の選解任に関する事項、役員・職員・保険計理人の報酬等に関する事項、および内部統制システムの整備に関する事項等について、取締役会からの諮問を受け、審議・答申を行っています。

構成員はすべての社外取締役および会長・社長となっており、構成員の過半数を社外取締役とし、また委員長を社外取締役とすることで、「社外の視点」を踏まえた審議が行われる体制としております。

経営政策会議

社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役等で構成され、原則、週に1回開催されます。取締役会で決定した経営の基本方針に従い、会社の経営戦略ならびに業務執行に関する重要事項について決議あるいは審議を行います。

監査役(会)

監査役は、取締役会その他重要な会議への出席などにより、取締役の職務の執行を監査します。

なお、独立性をより一層確保し、また社外の視点を踏まえた監査体制とするため、監査役の過半数を社外監査役(3名)としております。

監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行います。

内部統制システムの整備

当社は、経営の健全性・適切性を確保する観点から、「内部管理態勢の強化」に取り組んでおります。こうした中、平成18年5月1日の会社法施行に伴う保険業法改正を受け、取締役会において、「保険業法に定める内部統制システムの整備に関する決定」(内部統制システムの基本方

針の策定)を行いました。

この方針に基づいて、リスク管理やコンプライアンス態勢、内部監査機能の充実を図るとともに、監査役の監査が実効的に行われるための体制整備など、内部統制システムが有効に機能するような取組みを行っています。